

弁理士法の一部を改正する法律要綱

第一 弁理士業務の追加

一 特定不正競争の定義に、商品等の原産地等について誤認させるような表示等をする行為のうち商標に
関するもの、競争関係にある他人の営業上の信用を害する虚偽の事実を告知し、又は流布する行為のう
ち特許、実用新案、意匠、商標若しくは回路配置に関する権利又は技術上の秘密についての虚偽の事実
に関するもの及びパリ条約の同盟国等において商標に関する権利を有する者の代理人等が、正当な理由
なく、その権利を有する者の承諾を得ないでその権利に係る商標と同一若しくは類似の商標等の使用等
をする行為を追加すること。

二 弁理士は、他人の求めに応じ、関税法に規定する特許権等を侵害する物品の認定手続に関する税関長
に対する手続及び当該認定手続を執るべきことの申立てに関する税関長又は財務大臣に対する手続につ
いて、特許権者等が行う手続に加えて、当該申立てに係る貨物を輸出し、又は輸入しようとする者が行
う手続についての代理を行うことを業とすることができるものとする。

三 弁理士は、弁理士の名称を用いて、他人の求めに応じ、外国の行政官庁等に対する特許、実用新案、

意匠若しくは商標に関する権利に関する手続（日本国内に住所等を有する者が行うものに限る。）に関する資料の作成その他の事務を行うことを業とすることができるものとする。

第二 弁理士試験の免除制度の見直し

弁理士試験において、大学院の課程を修了した者であつて、経済産業省令で定める工業所有権に関する科目の単位を修得したものについては当該課程の修了から一定期間内に行う短答式による試験を一部免除し、短答式による試験に合格した者についてはその後一定期間内に行う短答式による試験を免除し、論文式による試験の一部科目について政令で定める審議会等が相当と認める成績を得た者についてはその後（工業所有権に関する法令についてはその後一定期間内に）当該科目について行う論文式による試験を免除するものとする。

第三 実務修習制度等の導入

一 弁理士試験合格者等に対して、弁理士となるのに必要な技能及び高等の専門的応用能力を修得させるため、経済産業大臣が実務修習を行うものとする。

二 経済産業大臣は、その指定する者に実務修習の実施に関する事務を行わせることができるものとする。

こと。

三 経済産業大臣の指定する者が実務修習の実施に関する事務を行う場合には、実務修習事務の実施に関する規程を定めて経済産業大臣の認可を受けなければならないものとするほか、経済産業大臣による監督上必要な命令、指定の取消し及び実務修習の実施等に関し所要の規定を設けるものとする。

四 弁理士は、日本弁理士会が行う資質の向上を図るための研修を受けなければならないものとする。

第四 名義貸しの禁止

弁理士は、弁理士若しくは特許業務法人でない者の業務の制限に違反し、又は弁理士等の名称の使用制限に違反する者に、自己の名義を利用させてはならないものとする。

第五 懲戒制度の見直し

弁理士の懲戒事由として、弁理士たるにふさわしくない重大な非行があつたときを追加するとともに、経済産業大臣は、二年以内の業務の一部についての停止処分をすることができるものとする。

第六 特許業務法人制度における指定社員制度の導入

一 特許業務法人は、特定の事件について、業務を担当する社員を指定することができるものとする。

二 指定された事件（以下「指定事件」という。）については、指定を受けた社員（以下「指定社員」という。）のみが業務を執行する権利を有し、義務を負うとともに、特許業務法人を代表するものとする
こと。

三 指定事件に関し依頼者に対して負担することとなった特許業務法人の債務をその特許業務法人の財産をもって完済することができないときは、指定社員が連帯してその弁済の責めに任ずるものとする。

第七 弁理士に関する情報の公表

経済産業大臣及び日本弁理士会は、それぞれの保有する弁理士に関する情報のうち、弁理士に事務を依頼しようとする者がその選択を適切に行うために特に必要であつて弁理士の個人情報保護の必要性を考慮して経済産業省令で定めるものについて公表するとともに、弁理士は、当該選択に資する情報を提供するよう努めなければならないものとする。

第八 罰則

罰則について必要な規定を設けること。

第九 その他

その他所要の規定の整備を行うこと。

第十 施行期日

この法律の施行期日について定めること。